○丹波篠山市住民票の写し等本人通知制度に関する条例

平成２４年１２月２１日
条例第３５号
改正　平成２７年１２月２１日条例第４６号
平成２９年６月２７日条例第２０号

（目的）

第１条　この条例は、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号。以下「住基法」という。）及び戸籍法（昭和２２年法律第２２４号）に基づき、住民票の写し等を第三者に交付した場合において、事前の申出により登録した者に対し、自己の住民票の写し等が交付された事実を通知すること（以下「本人通知制度」という。）により、住民票の写し等の不正請求を抑止し、当該不正取得による個人の権利の侵害を防止することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。

(1)　住基法に基づく住民票の写し、消除された住民票の写し、戸籍の附票の写し、消除された戸籍の附票の写し及び住民票記載事項証明

(2)　戸籍法に基づく戸籍の謄本又は抄本、除かれた戸籍の謄本又は抄本及び戸籍記載事項証明

２　この条例において「第三者」とは、次に掲げる者をいう。

(1)　住基法第１２条第１項又は第２０条第１項の規定による住民票の写し等の交付を請求する者の代理人

(2)　住基法第１２条の３第１項若しくは第２項又は第２０条第３項若しくは第４項の規定により住民票の写し等の交付を請求する者

(3)　戸籍法第１０条第１項（同法第１２条の２において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等の交付を請求する者の代理人

(4)　戸籍法第１０条の２第１項又は第３項から第５項まで（同法第１２条の２において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等の交付を請求する者

（対象者）

第３条　本人通知制度の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　住基法の規定により本市の住民基本台帳又は戸籍の附票に記録されている者（消除された住民票又は戸籍の附票を含む。）

(2)　戸籍法の規定により本市の戸籍（除かれた戸籍を含む。）に記録され、又は記載されている者

２　前項の規定にかかわらず、死亡した者又は失踪の宣告を受けた者は、対象者としない。

（事前登録の申出）
第４条　本人通知制度の利用を希望する者は、あらかじめその旨を申し出るものとする。
（事前登録者への通知）
第５条　市長は、事前登録者に係る住民票の写し等を第三者に交付したときは、当該事前登録者又はその法定代理人に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。
(1)　交付年月日
(2)　交付証明書の種別
(3)　交付部数
(4)　交付請求者の種別
（開示請求）
第６条　前条の規定による通知を受けた者は、当該住民票の写し等の交付に係る情報の開示を請求することができる。
２　前項の開示請求の手続については、丹波篠山市個人情報保護条例（平成１３年篠山市条例第３６号）で定めるところによる。
（委任）
第７条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
附　則
（施行期日）
１　この条例は、平成２５年４月１日から施行する。
（準備行為）
２　この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。
附　則（平成２７年１２月２１日条例第４６号）
この条例は、平成２８年１月１日から施行する。
附　則（平成２９年６月２７日条例第２０号）
この条例は、平成２９年９月１日から施行する。